

口腔管理連携加算に係る掲示

当院は、厚生労働大臣が定める「口腔管理連携加算」の施設基準の適合について、地方厚生局長に対して届出を行っております。

入院中の患者様において、口腔衛生状態の不良や咬合不良等の課題を認めた場合、医科治療を円滑に行うため、必要に応じて連携歯科医療機関に歯科訪問診療を依頼する体制を整備しております。

■連携歯科医療機関 にしお歯科クリニック

